

守山市交通バリアフリー基本構想の概要

1. 経緯

平成14年3月29日作成

平成14年4月15日公表

2. 守山市の概要

人口 67,238人 (平成13年11月現在)

高齢者数 8,878人(13.2%)(平成13年11月現在)

身体障害者数 1,582人(2.3%)(平成13年11月現在)

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

特定旅客施設 東海道本線 JR守山駅(1日平均利用者数 約14000人)

重点整備地区の面積 210ha

地区内の主な施設 県立成人病センター、県立小児保健医療センター、県立守山養護学校、守山市民病民、市立福祉保健センター、市役所、市民ホール、市民運動公園、市立図書館、平安女学院大学、県立総合保健専門学校等

重点整備地区の選定理由 市内唯一の鉄道駅であるJR守山駅を中心に市内の主要な公共公益施設及び県内の主要な医療施設が集積した地区であるため。

4. 守山市基本構想の特徴

策定経緯の特徴

- ・ 法律が施行される前の平成12年7月から「バリアフリーの道づくり協議会」を立ち上げ、2年間に渡って検討を行った。
- ・ 障害当事者参加、市民参加による整備の考え方(整備水準)の検討を行った。その中で、歩車道境界の段差について、障害当事者間で意見が異なったことから、歩行実験2回を行い妥協点の検討を行った。

重点整備地区の特徴

- ・ JR守山駅から約2km圏内に市の主要施設並びに県の主要な医療施設が立地していることから、約210haの広い地区を位置づけている。

特定経路の特徴

- ・ 医療、福祉施設利用者から、医療、福祉施設間の移動や医療施設から公園等へアクセスしたいというニーズがあったことから、鉄道駅から各施設へのネットワークだけでなく、施設間のネットワーク化にも重点をおいて特定経路を位置づけている。

特定事業計画の特徴

- ・ 交通結節点では、駅前広場から改札、改札からホームまでの利用動線のバリアフリー化を、関係機関の協力により、短期的(平成16年)に整備することを位置づけている。
- ・ 鉄道駅から主要施設まで約1km~2kmと距離があることから、悪天候時や荷物のある日などにも配慮して、歩道整備だけでなく、ノンステップバス、レンタサイクルの導入など複数の交通手段が選択可能となるような、モビリティに関する施策を位置づけている。
- ・ 重点整備地区内の都市計画道路の整備率が高いことから、単に歩道幅員を確保するだけでなく、質にこだわった整備が推進できるよう、きめ細やかな整備方針を策定した。この結果、道路沿道の休憩施設の上屋設置、公衆トイレの整備、自転車道の整備推進などの事業を位置づけている。

- ・ ハード整備だけでなく、市民のバリアフリーへの取り組み方針である「もりやまやさしさロード宣言」の策定など、ソフトの具体的な取り組みも位置づけている。
- ・ 整備計画案は整備目標に基づき、目標年次である平成22年を短期、中期、長期の3段階にわけて、関係機関の協力により、具体的な整備スケジュールを策定している。

5. 事業の概要

基本構想の目標年次

平成14年度着手し、平成22年までに完成予定

公共交通特定事業

- ・ 改札階からホームへのエレベーターの設置（上り、下り各1基）
- ・ 多目的トイレの新設
- ・ ホーム転落時の緊急押しボタンの設置
- ・ ホーム階段に視覚障害者誘導用チャイムの設置
- ・ 主要施設を経由する路線バスにノンステップバスの導入（4経路、19台）
- ・ 主要施設前のバス停からベンチ、上屋の設置（優先整備4箇所）
- ・ バス乗務員のサポートマナーの強化（ホームヘルパー2級の取得促進）

道路特定事業

- ・ JR守山駅から主要施設へのバリアフリールートを2経路整備
- ・ 複数経路の選択が可能となる、格子状の歩行空間ネットワークの整備
- ・ ノンステップバス導入経路のバス停の改善

交通安全特定事業

- ・ 歩行空間ネットワークの全ての交差点に音響信号機の設置（16箇所新設）
- ・ 広幅員道路の横断箇所に青時間延長機能付き信号機の設置（3箇所新設）
- ・ 広幅員道路の横断歩道に視覚障害者誘導施設（エスコートゾーン等）の設置（5箇所）
- ・ 違法駐車を取り締まり強化

その他事業

- ・ 駅前広場の再整備（エレベーターの設置、総合案内所の改築、多目的トイレの新設、車いす使用者専用の自家用車乗降場の設置等）
- ・ 既存休憩施設の上屋の設置（5箇所）
- ・ 車いす対応の公衆トイレの新設（2箇所）
- ・ レンタサイクルの導入

心のバリアフリーへの取り組み

- ・ もりやまやさしさロード宣言の実施と充実
- ・ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

基本構想の実現に向けて、継続的な取り組み

- ・ 守山市交通バリアフリー協議会の設置
- ・ バリアフリー整備の事前事後評価の実施
- ・ バリアフリーに関する情報発信と収集

6. 利用者の意見の反映

バリアフリーの道づくり協議会（平成12年度）、守山市交通バリアフリー基本構想策定委員会（平成13年度）に以下の障害当事者、医療関係者、地域住民代表等が参画し、合計7回にわたって議論を行った。

全国脊椎損傷者連合会近畿支部会長（車いす使用当事者）
守山市身体障害者連合会会長（下肢不自由当事者）
守山市視覚障害者協会会長（全盲視覚障害当事者）
聴覚障害当事者
小児保健医療センター 理学療法士
老人クラブ連合会会長
幼稚園カンガルークラブ会長
小学校養護教諭
商店街代表
学区長

障害当事者、高齢者等の協力により、ワークショップ3回、歩行実験を2回実施し、現場で利用者の意見を確認した。

ワークショップ

第1回ワークショップ（平成12年11月12日）

参加者： 35名（内、障害当事者5名）

内容：歩道のバリアウォッチング

第2回ワークショップ（平成12年12月10日）

参加者： 25名（内、障害当事者4名）

内容：歩道整備のアイデアフラッシュ、守山やさしさロード宣言の作成

第3回ワークショップ（平成13年11月28日）

参加者： 45名（内、障害当事者21名）

内容：駅、駅前広場のバリアウォッチング

歩行実験

第1回実験（平成13年1月8日）

参加者： 14名（内、障害当事者7名）

内容：フラット形式歩道、高さ1cmのセミフラット形式の歩車道境界段差の視覚障害者の認識しやすさについて

第2回実験（平成13年2月18日）

参加者： 16名（内、障害当事者8名、歩行訓練士1名）

内容：10種類の歩車道境界段差の形状と高さの視覚障害者の認識性と車いす使用者の通行のしやすさについて

市のホームページにおいてパブリックコメントを2回実施した。

第1回パブリックコメント（平成13年10月1日～平成14年3月5日）

内容：基本構想策定の経過報告と自由意見の受付

第2回パブリックコメント（平成14年3月6日～3月29日）

内容：移動円滑化の基本方針、整備目標等について自由意見の受付

アンケート、ヒアリング調査を実施した。

アンケート対象者：重点整備地区住民

ヒアリング対象者：JR守山駅利用者、小児保健医療センター通院者

回収数：374票（回収率 約90%）

反映された主な事項

本構想は障害当事者参画、住民参画により作成されたため、基本方針から事業計画まで利用者の視点から計画づくりを行い、多数の意見が反映されている。

その中で、特徴的な事項について以下に整理している。

基本方針について

市民参画、継続的な取り組みを位置づける

協議会、委員会、ワークショップ等に多様な参加者から、「心のバリアフリー」についての取り組みの重要性が指摘された。また、バリアフリーには継続性が重要であることから、市民参画、継続性について基本方針に位置づけた。

整備の基本的考え方（整備方針、整備水準）について

車いす使用者専用の自家用車乗降場の設置

障害当事者は自家用車利用に頼らざるえないことが多いため、駅前広場に車いす使用者等が安全に乗り降りできる乗降場の設置の要望があった。

このため、車いす使用者専用の乗降場を設けることを整備の基本的考え方に位置づけた。

自転車道の設置

聴覚障害者、高齢者等から歩道上の歩行者と自転車の混在について危険であるとの指摘があった。

このため、広幅員の道路を中心に積極的に歩行者と自転車を分離していくことを整備の基本的考え方に位置づけた。

民地側の対応を位置づける

既にフラット形式で整備された歩道にも、民地との高さをすりつけるための勾配が設けられ、大きなバリアとなっていることが車いす使用者等から指摘があった。

協議の結果、原則として宅地高にあわせて歩道高を設定するが、やむを得ず民地との高低差が生じる場合は、民地側で高さの解消を行うことを整備の基本的考え方に位置づけた。

特定事業計画について

鉄道駅エレベーター早期設置

車いす使用者から、改札階からホームへのエレベーターの設置並びに駅前広場から改札階へのエレベーターの設置について強い要望があった。

鉄道事業者と調整の結果、早期に設置することが特定事業計画に位置づけられた。

休憩施設の上屋の設置

地区内に立地する県立小児保健医療センターには、重度の障害をもつ子供達が通院しており、夏場の炎天下等は歩行に大きな負担がかかっていることが委員の理学療法士から指摘された。

このため、沿道に設けられている休憩施設に上屋を設置することを特定事業に取り入れた。

連続した音響信号機の設置

既に複数の音響信号機が導入されているが、駅から主要施設への経路の中で一部設置されていない交差点があったため、連続性の重要性が指摘された。

このため、未整備箇所の早期設置を位置づけるとともに、重点整備地区内の全ての交差点に音響信号機を設置することが特定事業計画に位置づけられた。

7. 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

公共交通事業者等

協議相手機関 西日本旅客鉄道株式会社
事業計画依頼 平成13年12月17日
事業計画協議 第1回 平成14年1月18日
第2回 平成14年2月27日
協議成立年月日 平成14年3月16日

協議相手機関 近江鉄道株式会社自動車部
事業計画依頼 平成13年12月14日
事業計画協議 第1回 平成14年1月17日
第2回 平成14年3月14日
協議成立年月日 平成14年3月16日

道路管理者

協議相手機関 滋賀県湖南地域振興局
事業計画依頼 平成13年12月13日
事業計画協議 第1回 平成14年1月17日
第2回 平成14年2月22日
協議成立年月日 平成14年3月16日

協議相手機関 滋賀県道路公社
事業計画依頼 平成13年12月13日
事業計画協議 第1回 平成14年1月17日
協議成立年月日 平成14年3月16日

協議相手機関 守山市道路河川課
事業計画依頼 平成13年12月18日
事業計画協議 第1回 平成14年1月18日
第2回 平成14年2月28日
協議成立年月日 平成14年3月16日

交通安全管理者

協議相手機関 守山警察署
事業計画依頼 平成13年12月17日
事業計画協議 第1回 平成14年1月18日
第2回 平成14年2月22日
協議成立年月日 平成14年3月16日

8. その他

バリアフリーフォーラムの開催

建設省（現 国土交通省）の出前講座を活用し、市民、行政、公共交通事業者と一緒にバリアフリーについて学ぶフォーラムを開催した。

実施日：平成12年9月14日

参加者：高齢者、障害当事者など市民、行政（県、市）、公共交通事業者、警察等
総勢約70名

内 容： バリアフリーに対するニーズ

バリアフリーの歩行空間ネットワークをどのように形成していくのか。

交通バリアフリー法の紹介

等

ミニニュースの発行

広く市民の方々に、今回の取り組みを紹介するニュースを4回発行しました。

ニュースには、協議会やワークショップの報告、バリアフリーに関する情報のほか、障害当事者の生の声を掲載し、意識啓発にも役立てました。

マスコミ等の協力による情報発信

協議会、委員会、ワークショップ等には、マスコミ関係者の方々にも参加いただき、テレビ、新聞、守山有線放送等を通じて市内外に情報発信しました。

連絡先

守山市都市整備部道路河川課 電話 077-582-1134（課直通）

FAX 077-582-6947